

別海町景観計画等策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

別海町は、目指すべき将来像を「人がつながり 未来につながる 海と大地に夢があふれるまち 〜いつも心に広がるふるさと べつかい〜」としています。 国定公園の指定も検討され、豊かな自然環境があるこの町には、同時に、酪農と漁業の長年の歴史によって築かれてきた景観もあります。

これらが織りなす美しい風景を次世代に引き継ぐため、別海町らしい景観形成を図ることを目的とし、基本的な方向性・考え方を取りまとめ、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく別海町景観計画の策定を、町民参加により 2 か年かけて行います。

なお、この事業は、景観行政団体となった際の円滑な体制移行への「景観マネジメント体制」やその「計画」も含んだ一連のプロセスを支援することを目的としています。

2 業務名

別海町景観計画等策定支援業務委託

3 業務内容

別紙仕様書のとおり

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで

5 予算概要

15,642 千円 ※税込み

【内訳】

令和 8 年度 7,612 千円 ※税込み

令和 9 年度 8,030 千円 ※税込み

6 プロポーザル方式採用の具体的な理由とその導入効果

本業務は、この町の将来を見据え、景観の観点から専門的に検討する必要性を踏まえ、高度な企画力及び計画策定技術を有し、意欲ある事業者を選定することが必要となっている。

プロポーザル方式を採用することにより、価格のみの競争ではなく、事業者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認し、本業務に最も適した事業者を比較、判断することが可能となる。

7 業務の全体スケジュール

令和8年10月～	履行開始
令和8年10月～ 令和10年3月	業務実施（打合せ等）
令和10年3月末日	業務完了、成果品の納入

8 受注者決定までの事務手順

7月1日（水曜日）	公募開始
7月8日（水曜日）	実施要領等に関する質問の提出期限
7月17日（金曜日）	質問に対する回答日
7月31日（金曜日）	提案書の提出期限
8月5日（水曜日）	提案説明会、提案審査
9月下旬	結果通知
9月下旬	契約締結

9 選定方法

公募型プロポーザル方式

10 公募条件

本手続きに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たしている者とする。

- (1) 別海町の競争入札参加資格者台帳の役務・その他部門に登録されていること。
なお、別海町の競争入札参加資格者台帳に登録されていない者は、参加表明時に次の書類を併せて提出すること。
 - ア 代表者身分証明書の写し（個人の場合のみ提出）
 - イ 登記事項証明書の写し（法人の場合のみ提出）
 - ウ 許可・登録証明書の写し（建設業許可通知書及び許可申請書別表の写し等）
 - エ 国税の納税証明書、都道府県税の納税証明書、別海町役場税務課発行の完納証明書（別海町内業者又は別海町で課税がある場合のみ）
 - オ 営業所一覧表
 - カ 貸借対照表及び損益計算書
 - キ 業務実績書（前年、前々年）
 - ク 委任状（本店以外のものが申請者となる場合（支店・支社・営業所長等）、申請

者の代理として手続きを行う場合（行政書士・会計士等）

ケ 誓約書（暴力団員・暴力団関係事業者でないことを表明するもの）

- (2) 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 公募条件に関する書類の提出は不要とする。（公募条件の審査は提案書の審査と併せて行う。）

1 1 提案内容

- (1) 仕様書を基に、各業務について提案を簡潔明瞭に記載すること。
- (2) 業務実施に向けた基本的な考え方を記載すること。
- (3) 独自提案やアピールしたいポイントがある場合は、わかりやすく記載すること。

1 2 提案書等の様式

No.	種類	様式	部数	備考
1	参加申込書	第1号様式	1	
2	誓約書	第2号様式	1	
3	類似業務実績一覧	第3号様式	1	
4	業務実施体制表	任意様式	1	
5	業務従事者一覧	第4号様式	1	項目を満たしていれば任意形式でも可
6	提案書	任意様式	1	留意事項参照
7	参考見積書	第5号様式	1	
8	参考見積内訳書	任意様式	1	
9	質問書	第6号様式	1	

【提案書作成上の留意事項】

- (1) A4サイズを基本とし、用紙の縦横を問わない。また、A3版の挿入も可とする。
- (2) 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。
- (3) 文書を補てんするための、写真、イラスト、図等の使用は任意とする。
- (4) 提案書等の色は、カラー、白黒を問わない。
- (5) 提案書には、表紙、目次を除き、下段余白中央にページ番号を付けること。

1 3 提案書等の提出方法

- (1) 郵送、持参又はEメール（keikanhozen@betsukai.jp）送信により、別海町総合政策部景観保全対策室（北海道野付郡別海町別海常盤町280番地）に提出する。

(提出時の企画説明は受け付けない。)

なお、郵送、Eメール送信の場合は、発送（発信）後に電話連絡を行うこと。

- (2) 提出後に辞退する場合は、直ちに電話で連絡し、辞退書（任意様式）を提出すること。
- (3) 提案書等の作成、提出等に係る費用は、事業者の負担とする。
- (4) 提案書等は返却しない。
- (5) 提案書等の追加、変更、再提出等は認めない。

1 4 提案書の提出期限

令和8年7月31日（金曜日）午後5時30分

（受付時間：午前8時45分から午後5時30分まで）

1 5 質疑応答

- (1) 質問は、質問書（第6号様式）の提出により行う。
なお、提出方法は、Eメール（keikanhozen@betsukai.jp）による提出とする。
- (2) 提出期限は、令和8年7月8日（水曜日）とする。
- (3) 質問に対する回答は、令和8年7月17日（金曜日）までに別海町ホームページに掲載することにより行う。

1 6 審査委員会

委員は、総合政策部長（委員長）、総合政策部次長（副委員長）、経営管理部長、保健生活部長、産業振興部長、建設水道部長、教育部長とする。

1 7 審査スケジュール・審査手順等

- (1) 審査日時
令和8年8月5日（水曜日）時間は後日調整して連絡
- (2) 審査場所
別海町役場会議室 ※遠方の場合、リモートによる説明も可能とする。
※審査会場、当日までに参加業者には通知予定
- (3) 審査手順
 - ア 事業者から、提案書等及びパソコンによるモニター映写画面により説明を受ける。
なお、説明時間は40分（プレゼンテーション30分、質疑応答10分）とする。
 - イ 事業者からの説明後、各委員は提案内容を採点し、合計点の高い事業者を第1位と決定する。
 - ウ 第1位と決定した委員が多い事業者を契約候補者に決定する。なお、第1位と決定した委員が同数である場合は、各委員の合計点を集計した点数が高い事業者を契

約候補者とする。また、各委員の合計点を集計した点数が同数である場合は、見積金額が低い事業者を契約候補者とする。

エ 契約候補者と協議を行った結果、当該候補者が契約の相手方とならなかった場合は、審査の次点の事業者を契約候補者とする。

18 審査項目

別紙「審査表」のとおり

19 審査結果の通知

審査会での契約候補者の決定後、個別に結果を通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立て等については、一切受け付けない。

20 その他

- (1) 本業務に係る提案は、1事業者当たり1件までとする。
- (2) 本業務の第3者への再委託は認めないこととする。
- (3) 事業者は、本業務に関して当町が提供した情報等を提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じることとする。なお、契約候補者にならなかった事業者も同様とする。
- (4) 本業務を円滑に履行するために必要な事前準備業務については、すべて事業者負担とする。
- (5) 契約候補者の決定後、本業務の円滑かつ具体的な実施に向けて、提案内容の変更や新たな提案を求める場合がある。
- (6) 本業務に関係する職場への一切の営業活動及び情報収集活動(「15 質疑応答」記載事項を除く。)を禁止する。
- (7) 次のいずれかに該当する者の提案は無効とする。
 - ア 「10 公募条件」のいずれかに該当しない者
 - イ 提案書等及びプレゼンテーションにおいて、虚偽の提案をした者
 - ウ 本業務に関係する職員と不当な接触を行った者

21 問合せ先

別海町総合政策部景観保全対策室

住所 北海道野付郡別海町別海常盤町280番地

電話 0153-74-9501

Eメール keikanhozen@betsukai.jp